

平成16年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成16年6月18日
午前9時50分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

助役	芳村是	収入役	中野秀樹
教育長	栗本裕美	総務部長	植村哲男
総務課長	西本喜一	総務課参事	吉田昌敬
企画財政課長	藤原伸宏	企画財政課参事	野口英治
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
観光産業課長	田口好夫	都市整備課長	藤本宗司
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程 1. 建設水道常任委員長報告について

日程 2. 厚生常任委員長報告について

日程 3. 総務常任委員長報告について

日程 4. 都市基盤整備特別委員長報告について

日程 5. 水道決算審査特別委員長報告について

日程 6. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日程 7. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 推薦第 2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について

追加日程 2. 発議第 1号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例について

追加日程 3. 発議第 2号 年金法成立について今後の対応を求める意見書

追加日程 4. 発議第 3号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

追加日程 5. 発議第 4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時50分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、全員出席であります。よってこれより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。それでは、続いて順序に従い議事を進めてまいります。

日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。16番、中川委員長。

○建設水道常任委員長（中川靖広君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月11日、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります。議案第19号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、草刈りなどは地元でお願いするとしても、大きな木の剪定などは大変だと思う。町の方で補助金を出すと出来ないものかとの質問があり、通常の維持管理は出来るだけ地元で対応してもらいたい。高木等の自治会では無理なものなどは、協議をさせてもらい対応をしていきたいとの答弁でした。

また、遊具の定期点検はどのようにしているのかとの質問には、年2回行っている。不具合が生じている部分については、自治会長に報告し、町の補助要綱をもとに、自治会で補修をしてもらい、補助金を出させてもらっているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第20号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、廃止になった跡地の利用方法について、出来るだけ早い時期に計画を立てて有効に利用していくとのことであったが、いつ頃までにしてもらえるのかとの質問があり、有効な土地利用を図っていくためには、きちんとした計画のもとに進めるべきですので、今の段階では時期を明言することは出来ない状態でありますとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第23号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、工事の違いについて、メートル当たりの単価が違うのはどうしてかとの質問があり、同じぐらいの規模の工事でも、使用する機械や埋設する管の種類、口径、深さなどによって金額差が生じるということもありますとの答弁がなされております。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、議案第24号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その2）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より特段の質疑もなく、当委員会として満場一致で可決すべきものとなりました。

次に、議案第25号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その3）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より若干の質問の後、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり可決すべきものとなりました。

次に、認定第3号 町道認定についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、町道認定されているところで、底地がまだ町に移管されていない場所があり、トラブルが発生する可能性があると思うが、現在の状況について質問があり、底地の整理が出来ていない部分について、整理に努めてきたところで、境界の確認などの機会をとらえて所有者にお願いをしてくれているが、所有者の事情によりなかなか進まないのが現状であるとの答弁でした。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり認定すべきものとなりました。

次に、陳情第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書については、委員より意見をお伺いしたところ、当委員会としては、陳情書の趣旨を理解して採択することとし、委員連名による発議で意見書を提出することとなりました。

議員各位には、意見書の趣旨をご理解いただきまして、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

続いて、継続審査事案であります公共下水道事業に関することについてを議題とし、

理事者より説明を求めたところ、県が施工する流域下水道事業の5月末の進捗状況は、中継ポンプ場、竜田川幹線管渠工事、シールド工事、それぞれ順調に進められている。

また、平成15年度末整備区域及び平成16年度整備予定区域について、15年度末での整備済み区域は約85ヘクタールである。

16年度予定区域は、本定例会に上程している3つの工事の区域のほか、阿波2丁目、法隆寺2丁目及び小吉田2丁目地内の6工区に加え、法隆寺1丁目、2丁目地区、龍田北1丁目地区、阿波2丁目地区及び小吉田1丁目地区において、総面積約16ヘクタール、管渠延長約4,700メートルを実施する予定である。

次に、供用開始に向けての準備として、平成16年度3月末整備が完了した区域の自治会への説明会は完了した。供用開始までのスケジュールを整理し、平成17年4月に供用開始に向け、手続や作業が順調に進められるよう努力してまいりたいとの説明がありました。

委員より質問をお受けしたところ、下水道台帳はどういったものを考えているかとの質問には、システム化したものとして、地図の座標を合致させた図面で作成しているとの答弁がありました。

また、残りの134ヘクタールを平成22年までに完了したいとのことだが、地域割りなどの計画図は出来ているのか。計画を持って進めていただきたいとの質問には、担当として内部的な計画は持っておりますが、まだ資料として出す段階ではないと考えており、出せる段階になりましたら、来年度はこの地域で実施していきたいというように、委員会にもお示ししていきたいと考えておりますとの答弁でした。

本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

続いて、各課報告事項といたしまして、まず、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、及び平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会に属するものについてそれぞれ各担当課より説明を受け、委員からの質疑はなく、本件については当委員会として了承することといたしました。

次に、町営住宅募集について、担当課長より説明を受け、特に質疑はなく終了いたしました。

次に、斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（案）について、担当課より説明を受けたところ、委員より、1つ、補助の対象について。1つ、自治会などの集中浄化槽は対象と出来ないのか。1つ、貯留施設に転用する費用はどのくらいか。1つ、交

付申請書の作成にかかる費用は補助の対象になるのか。1つ、交付決定の取り消しということは考えられるのか。などの質問がありました。理事者からは、それぞれについて一定の答弁がなされたところでもあります。

また、公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除について、その調査、検討結果の報告を受けたところです。

以上が、当委員会における審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、公共下水道事業に関することについて及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

これをもって建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。12番、木田委員長。

○厚生常任委員長（木田守彦君） それでは、厚生常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月14日、全委員の出席もと委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果について報告いたします。

まず初めに、本会議からの付託議案であります。議案第18号、斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、内容が関連しています。報告事項である斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則についても、併せて理事者より説明を受けました。

質疑をお受けしたところ、委員より特段の質疑もなく、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より特段の質疑もなく、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、理事者よ

り説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、高額療養費の償還が受けられることについて、ご存じないケースが割合多いと聞くが、そうしたことについて、どのように周知されているかとの質問に、対象となると思われる方には、申請に来られていない方には文書で通知し、なおかつそれでも来られない場合は電話により連絡をしているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で原案どおり承認すべきものとしたしました。

次に、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）を議題とし、理事者より説明を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、訪問介護は介護保険として行われているのか、医療保険と介護保険の区別がきちりと図られているのか、わかりにくいところがあるが、どのように見ておられるのかとの質問があり、原則は介護保険で受けていただきますが、一部要介護認定を受けておられない方などは、終末期医療にかかる分について医療保険で受けることが出来るため、医師の判断に基づいて実施されているものと考えているとの答弁がありました。

本件についてお諮りしたところ、当委員会としては満場一致で原案どおり承認すべきものとしたしました。

次に、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）、それぞれ関連する内容でありますので、一括して議題とし、理事者より説明を受けました。

質疑をお受けしたところ、委員より特段の質疑はなく、当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

次に、要請第1号 「年金法案の徹底審議を求め、全国会議員の年金納入情報公開と未納閣僚の辞職を求める意見書」（案）の議会採択の要請書について、委員より意見をお伺いしたところ、当委員会としては、取りまとめることが出来ませんでしたので、不採択とすることとしたしました。なお、議員発議で意見書が提出されることを確認いたしております。

次に、要請第2号 「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」採択については、意見書の提出をすることについて、委員より意見をお伺いしたところ、当委員会として

の取りまとめが出来ず、満場一致で不採択といたしました。

次に、要請第3号「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」の提出に関する要望書について、委員より意見をお伺いしたところ、当委員会としては、要請書の趣旨を理解し、満場一致で採択することとし、委員連名による発議で意見書を提出することといたしました。

議員各位には、意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

続いて、継続審査事案であります、(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題とし、理事者より説明を求めたところ、事業地の選定については、種々検討しているところである。本町の重点施策であることから、本施設の早期建設に向け取り組んでいきたいとの説明がありました。

委員より質問をお受けしたところ、特段の質疑もなく、本件については、説明を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

続いて、各課報告事項といたしまして、議案第21号平成16年度一般会計補正予算(第2号)及び平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)についてのうち、当委員会に属するものについて、それぞれ各担当課より説明を受け、委員から若干の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

本件については、当委員会として了承することといたしました。

また、公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除について、その調査、検討結果の報告を受けたところであります。

最後に、その他として、委員より質疑をお受けしたところ、委員より、乳幼児の健診について、障害者手帳で受けられるサービスについて、硫酸ピッチの不法廃棄について、憩いの家の入浴時間についてなどの質疑があり、それぞれ理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、当委員会における審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録を整理いたしておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

最後に、当委員会として、(仮称)総合福祉会館整備計画について及び委員会条例第2条第1項第3号の定める所管事務について、閉会中も引き続き調査を要するものと決定し、議長に申し入れております。

これをもって厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがと

うございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、松田委員長。

○総務常任委員長（松田 正君） 総務常任委員会が本会議から審査付託を受けましたのは、1つに、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、2つに、平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）の2事案であります。これらの事案審査を行うために、総務常任委員会は6月15日会議を開き、慎重に対応してまいりましたので、その概要と結論について報告をし、ご理解を得たいと思いません。

まず初めに、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について報告をいたします。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ531万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億4,553万1,000円とするものであります。その主な補正の内容については、初日本会議における提出議案説明の中で具体的に述べられていますので、ここでは重複を避ける意味で省略をさせていただきたいと存じます。

補正予算の審査として、委員から、歳入予算の中で、都市計画費寄付金の受け入れ先はどこか等の質問があったほか、ほかには質問やご意見がなく、補正予算（第2号）については満場一致で原案どおり可決すべきものとされました。

次に、報告第6号 平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）は、委員から、地域集会所施設整備費補助金に関連する説明が求められましたほかは、他には意見はなく、原案どおり報告を了承することにされました。

次に、継続審査事案としています、藤ノ木古墳周辺整備に関することについて、史跡中宮寺跡の公有化については、初日本会議で報告を申し上げたところであり、今回格別に報告すべき事項はございませんでした。

総務常任委員会は、今後、継続審査事案の取り扱いとしては、これまでの「藤ノ木」「中宮寺跡」に限定した考えではなく、関係所管部局並びに総務常任委員の了解のもとに、「斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて」と、対象を幅広く包括的、総合的に対応していくようにすることを位置づけましたので、よろしくご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

次に、各課の報告について申し上げます。

まず、その1つとして、第3次斑鳩町行政改革実施計画（前期計画）がまとまったので、その内容を説明し、報告するというので、別冊のとおり49ページにわたる印刷物が配付されました。また、これらの実施計画の実行性を高めるための対応として、斑鳩町職員人材育成基本方針も作成したとして、資料の提示と共に内容の説明がございました。

これらに対し、委員からは、行政改革実施計画の中で、各種補助金等の見直しを取り組み項目として掲げられていますけれども、その基本的な考え方はどういうことなのか、実行性が伴う取り組みが出来るのかどうか疑問があるという指摘がありました。これに対して理事者側答弁は、団体の主体性と公平性、合理性を慎重に分析しながら、実行性が高められるように努力をしていきたいということでありました。

次に、ペイオフについて、中野収入役から当面する考え方として次のような説明がありました。

来年4月ペイオフ（預金などの払い戻し、保証額を元本1,000万円までとし、その利息にかかる措置）の全面凍結解除まであと10カ月足らずとなったことから、金融機関が破綻しても預金が全額保護される「決済用預金」の取り扱いが一部銀行で始まるなど、ペイオフ全面解禁時代を迎えた動きが現れている。これらのことに注目をしながら、現行「斑鳩町資金管理並びに運用基準」に基づき取り組んでいる状況の説明と今後の対応課題についての認識を示しながら、慎重に検討しているという報告を了承することといたしました。

なお、ここで「決済用預金」とはどのようなものかについて言及しておきたいと思えます。いわゆる「決済用預金」とは、1つに利子につかない、2つに決済サービスを提供する、3つに要求払いに応じるの3条件を満たした預金口座のことで、万一金融機関が経営破綻しても、預金は預金保険機構からの保証を含め、金額が保護される仕組みのこととあります。

報告の第4は、公文書中にある性別記載の削除についてであります。この事項については、かつて陳情書が提出をされ、所管の委員会で審議をされた経緯に基づく調査報告であることを踏まえ、今後、議会の関係委員会と緊密な連携をとりながら、所用の手続をとっていくこととしたい。条例改正を必要とするものについては、9月議会に対応したいとの考え方が示され、これを了承することにいたしました。

報告の第5は、平成15年度町税の不納欠損についての報告であります。この取り扱い、平成15年度の決算にかかわる問題でもありますので、担当課の考え方として説明を受けたということにとどめました。

次に、教育委員会は例年どおり「子ども模擬議会」を小学校4年、5年、6学年の児童を対象として8月18日に開催を予定しているという報告を了承いたしました。

各課報告の最後は、平成16年2月から5月にかけて実施をされました法輪寺旧境内遺跡の第14次発掘調査の概要報告が文書で提出をされていますので、別紙資料を参照いただければ幸いと存じます。

なお、発掘調査によって出土をしました遺物「鴟尾」や「軒丸瓦」等についての公開発表と展示計画などが検討されているということでもあります。

最後に、5月13日発生による降雨被害の状況報告が行われた5月25日の総務常任委員会の席上、斑鳩中学校校庭の貯留浸水施設の有無をめぐり、小野委員の指摘と芳村助役の答弁をめぐって、6月15日会議の冒頭、芳村助役からの発言の訂正があり、小野委員の指摘どおりであったとの釈明が行われたことを申し添えておきたいと存じます。

以上で総務常任委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程4、都市基盤整備特別委員長報告について、都市基盤整備特別委員長の審査結果報告を求めます。8番、坂口委員長。

○都市基盤整備特別委員長（坂口 徹君） 定例会初日に本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、6月11日、全委員出席のもと、委員会を開会いたしましたので、その審査の結果と概要をご報告申し上げます。

初めに、本会議から付託を受けました議案第26号 大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結について、議案第27号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結については、関連する内容でありますので、一括して審議を行うこととし、理事者より説明を受けました。

前回の委員会で報告のあった、大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定書、及び大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定書、及び駅舎、自由通路の詳細設計協定書、及び基本協定書、並びに覚書のそれぞれの案について詳細な内容の説明がありました。

まず、大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定書では、本来、自由通路は都市施設として町が施工すべき施設ではあるが、鉄道軌道上の工事であるためJRに事業を委託し

て行うに当たり、その工事の位置、設計、工程、費用負担、保守管理などについて、それぞれ取り決めがされております。

次に、大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定書については、町の都市施設である自由通路の整備で、現駅舎を支障移転する必要が生じ、それに伴う橋上駅舎工事をＪＲが施工することとなります。その支障となる駅舎等の移転に要する駅機能回復補償分として、必要な事業費を町が負担するに当たり、その工事の位置、設計、工程、費用負担、施設の管理などについて、それぞれ取り決めがされております。

次に、自由通路、橋上駅舎の詳細設計協定書については、自由通路部分の設計費用は、総額での概算が３，５２１万４，０００円。橋上駅舎の設計費用は、総額で概算が４，１９２万２，０００円であること。その設計はＪＲが実施し、設計費用は全額斑鳩町が負担することなど、必要な項目について、それぞれ取り決めがされております。

次に、法隆寺駅自由通路の新設及び駅舎橋上化事業に関する基本協定は、自由通路の新設及び駅舎橋上化に着手するため、ＪＲとの意思確認を行うものとし、基本的な事項を定めたもので、町施設の自由通路の新設及びそれに伴い法隆寺駅舎を橋上化することにより、駅機能の回復をするための事業であることを明確にしています。

また、事業期間が平成１６年から平成１８年までの３カ年であること。総額費用が２０億６，２００万円で、ＪＲの負担額が概算で約９，９００万円であること。事業用地の処理については、自由通路の敷地は、工事協定書にも定められているが、ＪＲより無償で借り受けること。また、この用地は道路区域に編入しないこと。興留街道踏切を拡幅することなど、それぞれ取り決めがなされております。

次に、覚書は、今回の事業に伴う用地処理の方法や自由通路部分の用地の取り扱い、整備後の駅前広場の維持管理について、ＪＲとその内容を確認するものであり、北口、南口の整備及び管理等に関すること、周辺道路整備に伴い必要となるＪＲ用地の有償譲渡などに関することについて、それぞれ取り決めがなされております。

以上について、当委員会で指摘いただいた事項を踏まえて、斑鳩らしい駅舎、自由通路等の整備を進めていきたい。また、アクセス道路についても、指摘いただいた事項に留意し、駅周辺整備計画図をもとに、地元調整等を進めていきたいとの説明を受けました。

本件について質疑をお受けしたところ、委員より、橋上駅舎工事について国の補助があるとは聞いているが、県の補助の見込みはどうなっているのか。駅舎改築の費用につ

いて、町の負担が大き過ぎることから、JRの負担、県の補助について厳しく追及し、町の負担を少しでも減らす方向で努力していただきたい。駅北側の周辺道路整備について、バリアフリーの関係で歩道を広くとり、一方通行で計画しているというが、用地買収をしてでもやっていけないのか。今後の地元や警察との協議での課題というが、そうした消極的な姿勢ではうまくいかないと思う。斑鳩町の将来を見越した計画を建てていただきたいと思う。駅舎改築と合わせて、駅から法隆寺を遠望出来る施設の整備が出来ないというのなら、それに代わるべきものとして、法隆寺駅にふさわしい、斑鳩らしさをどこで表現しようとしているのか。斑鳩町で、一般的にイメージが強いのは法隆寺と言えると思うので、その回廊やエンタシスの柱、格子などのイメージを具体的な計画の中で活かしてもらいたい。住民の期待に応えられるような努力を示してもらいたい。具体的な段階で出来ないということのないようにしてもらいたい。用地取得に関しては、いつの段階で行うのか明確でない。北側道路についても、どう使われるかで、周辺住民の将来にかかわってくるのに、そういったことが全く触れられていない。周囲の直接影響のある方々には、整備の全体構想を示して協力を求めるようにしないと、不信感を助長することになりかねない。とにかく、住民不安が起こることのないように、格段の配慮をしてほしい。その場限りの回答などに終わらせないよう対処してほしい。これらの質疑があり、理事者からはそれぞれ一定の答弁がなされております。また、その他の質疑にも一定の答弁がなされております。

委員会として、一旦休憩をとりまして、町への要望書を取りまとめました。

1つは、駅舎整備に当たっては、今後の詳細設計等の段階において、今日まで委員会において各委員から述べられてきた意向について、十分汲み取ってもらい、進めてもらいたい。2つは、基幹道路の整備に当たっては、周辺住民の理解と協力を求められるよう最善の努力を願いたい。3つは、2面2線化によるJR用地の廃線敷地の利用について、早期に計画を取りまとめ、委員会に示してもらいたい。

以上の内容を要望することとしまして、議案第26号及び議案第27号についてお諮りしたところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてのうち、いかるがパークウェイについてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について説明がありました。

まず、6月4日に稲葉車瀬公民館において、用地説明会が開催され、国から用地測量

結果として買収面積が提示され、物件調査として、農地、宅地、建物の順で調査に入る予定であり、今後の予定として、物件調査の後、9月頃には農地の買収単価の提示の説明会を行い、宅地、建物、物件補償はその後になってくる。用地買収は16年度、17年度の2カ年を予定しているという説明があった。

また、6月17日には、第10回いかるがパークウェイ推進協議会を開催していただく予定である。反対自治会の自治会長にも参加を要請してきているが、何回かを除いては参加いただけない状況となっている。

協議内容としては、ボランティアサポートプログラムの内容について確認いただき、これまで実施してきたPR施策について報告する予定である。モデル区間の維持管理については、ボランティア団体「桂の会」と国が活動内容について協議しているが、その内容を17日に推進協議会で確認していただき、今月中には協定を締結し、来月からでも活動してもらえるよう調整していきたい。PR施策の一環である事業パースの掲示は、現在工事が進められているとの報告がありました。

本件について、委員より、若干の意見がありました。ほかに特段の質疑もなく、本件については、説明を受け、当委員会として了承したということで終わりました。

次に、法隆寺線についてを議題とし、担当課長から、前回の委員会以後の経過及び対応について、特段の進捗はないが、早期に用地買収出来るよう努力するとの報告がありました。

本件について、委員より特に質疑はありませんでしたが、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わりました。

次に、その他の路線についてを議題とし、担当課長から、法隆寺門前線について、前回の委員会以後の経過及び対応として、今、進められている街路工事は順調に進められており、終われば広場事業に出来るだけ早く取りかかりたいとの説明がありました。

委員より、法隆寺門前線のほか、その他の都市計画道路について、若干の質疑がありましたが、理事者より一定の答弁がなされております。

本件については、説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わりました。

続いて、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについてを議題とし、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてのうち、当委員会に属するものについて説明を受けました。

J R法隆寺駅駅舎橋上化に伴う、町とJ Rの経費を明確化するため、債務負担行為について、J R法隆寺駅自由通路新設工事委託料として、限度額6億2,880万8,000円を追加設定し、J R法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金として、限度額14億3,319万2,000円に区分させていただく。また、期間についても、当初平成16年度、17年度の2カ年を予定していたが、詳細な協議の中で3カ年を要することから、平成18年度までとする。また、実施主体の違いから、負担金補助及び交付金から委託料へ振り替える補正をお願いするとの説明がありました。

本件について、委員より特に質疑はありませんでしたが、本件については、説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わりました。

以上が、当委員会における審査の概要であります。詳細につきましては会議録にまとめさせていただいておりますので、ご覧いただけますようお願い申し上げます。

これをもって都市基盤整備特別委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 次に、日程5、水道決算審査特別委員長報告について、水道決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。7番、小野委員長。

○水道決算審査特別委員長（小野隆雄君） それでは、水道決算審査特別委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

本定例会の初日に本会議から付託を受けました認定第2号 平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についての審査のため、6月9日午前9時から全委員出席のもとに委員会を開会いたしました。その審査の概要と結果は、次に申し述べるとおりであります。

まず、その審査の方法といたしまして、最初に 辰巳代表監査委員から決算審査意見書に基づく報告を受けることとし、この意見書に対しての質疑があればお受けすることにいたしました。報告の内容につきましては省略をさせていただきます。

この報告に対しましては、特段の質疑もなく終了いたしました。

続いて、認定第2号 平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、担当部長から、平成15年度斑鳩町水道事業会計決算書及び事前に提出された資料等に基づいて説明がされました。

決算の状況については、営業収益が前年度より1.7%減の7億5,409万4,933円で、そのうち給水収益が前年度より2.4%、1,823万1,120円減の7

億3,216万6,839円となっています。この原因としては、一般家庭や企業等の節水意識に加え、昨年の冷夏の影響による総給水量が減少したためと推測している。

一方、営業費用については、県営水道からの取水量の減少、また第1浄水場施設整備が完了したことによる資産減耗費の減少などにより、前年度と比べ、3,857万8,405円減の6億9,599万9,310円となり、営業収支では5,809万5,623円の営業利益となっている。

しかし、企業債の支払利息や過年度分の水道料金徴収不納分である過年度損益修正損などの営業外収支等を加味すると、869万7,822円の純利益となっている。

また、未処分利益剰余金としては、前年度から2,068万2,845円の繰越欠損金があるため、本年度の純利益と合わせると、前年度未処理欠損金は1,198万5,023円となっている。

有収率については、94.5%で、平成12年度と比較し約4%の上昇となった。これは、漏水調査を毎年度実施してきた結果と考えられ、今後も早期発見、早期補修に努めていきたいと考えている。

資本的収支については、1億2,250万5,503円の支出超過となり、この支出超過額は、損益勘定留保資金等をもって補てんしたとの説明がありました。

決算状況の説明の後、各委員からの質疑、意見をお受けしたところ、1つとして、有収率が向上しているが、その要因は何であるのかとの質問には、平成11年度より漏水調査を斑鳩町全域で実施しており、その効果が徐々に現れてきたものと考えている。また、公共下水道工事に伴う入れ替えによる効果もあると考えているとの答弁でした。

2つとして、入札工事における変更契約の考え方についての質問には、その工事の設計仕様に変更が起きた場合は考えられる。請負者は一定の仕様に基づいて請負契約をしているから、今後、誰が見ても適切に行われているように、十分注意しながら対応していきたいとの答弁がありました。

3つとして、県営水道の契約水量に関することについての質問には、県営水道の単価は1立方メートル当たり消費税抜きで145円である。受水量が契約水量を下回る場合であっても、県への支払い金額は契約水量分となる。また、取水井戸の故障等により、契約水量以上に必要となった場合は、随時調整を図っているとの答弁がありました。

4つとして、緊急雇用創出対策事業で行われた管路情報構築事業について、管路だけでなく管種等の情報も入れられるのかとの質問には、水道管路の管種や口径等について

の情報は、当然入れていかなければならないとの答弁でした。

5つとして、老朽管更新事業の今後の計画についての質問には、平成16年度で、目安地区、岡本地区などで、1,130メートルの更新を予定している。更新工事は、水道が単独で行うものと、公共下水道に伴うものがあるとの答弁がありました。

6つとして、資産減耗費に計上すべき除却損の計上漏れについて、監査委員からも指摘を受けているが、今後どう対処するのかとの質問には、古い管路台帳や現在構築している管路情報をもとに、適正な状態になるよう、順次処理をしていきたいとの答弁でした。

そのほかにも委員から、最近増加している不納欠損について、額が増えるということは住民への負担にもなってしまうことも考えられるし、企業としては少ない方がいいことであるので、滞納額が増える前に徴収する努力をしていただきたいとの意見や、滞納の整理に当たっては、どういった人が滞納をされているのか、滞納者の生活状況なども見極めるなどして、必要に応じて、町長部局などと連携をとっていくというようなことに留意していただきたいという意見もありました。

以上をもちまして質疑を終結し、本件を認定することについてお諮りしたところ、認定第2号 平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上が、水道事業決算審査特別委員会の審査の概要であります。この決算についての監査を賜りました 巳、松田両監査委員をはじめ、早朝より慎重かつ熱心にご審議を賜りました委員各位に感謝を申し上げまして、水道決算審査特別委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

議案第18号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第18号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第19号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてをお諮り

いたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第19号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第20号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第20号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第21号 平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第21号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第22号 平成16年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第22号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第23号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって議案第23号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第24号 平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結

について（その２）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第２４号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第２５号 平成１６年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その３）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第２５号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第２６号 大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第２６号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第２７号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって議案第２７号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、承認第６号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成１６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって承認第６号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成16年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって承認第7号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、認定第2号 平成15年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第2号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第3号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって認定第3号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、報告第4号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第4号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第5号については、満場一致で了承いたされました。

続いて、報告第6号 平成15年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）をお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり了承することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって報告第6号については、満場一致で了承いたしました。

続いて、要請第2号 「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」採択についてをお諮りいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり不採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって要請第2号については、満場一致をもって不採択といたされました。

ここでお諮りいたします。皆さんのお手元に配付いたしております追加日程1、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程2、発議第1号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例について、追加日程3、発議第2号 年金法成立について今後の対応を求める意見書、追加日程4、発議第3号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書、追加日程5、発議第4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって追加日程1、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦について、追加日程2、発議第1号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例について、追加日程3、発議第2号 年金法成立について今後の対応を求める意見書、追加日程4、発議第3号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書、追加日程5、発議第4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

議会推薦の農業委員の東浦孝至氏、東井長治氏、森本堯隆氏の3名から、本年6月30日付をもって辞任届が提出されております。その後任として議会推薦の農業委員に、田中一正氏、福井建明氏、福田武二郎氏の3名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました3名の方を、農業委員会委員として推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井正八君) 異議なしと認めます。よって追加日程1、推薦第2号 斑鳩町農業委員会委員の推薦については、ただいま指名いたしました3名の方を推薦することに決しました。

続いて追加日程2、発議第1号 斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番、吉川議員。

○10番(吉川勝義君) 発議第1号につきまして提案をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第1号

斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例について
標記について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年6月18日提出

議会議員

小野 隆 雄

吉川 勝 義

条例要旨の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

斑鳩町の合併についての意思を問う住民投票に関する条例(要旨)

斑鳩町が平群町、三郷町、安堵町、上牧町、王寺町及び河合町と合併することについて、町民の意思を確認し、民意を反映した選択をすることにより、将来の住民の福祉向上に資することを目的として、住民投票を実施するために議員発議により住民投票に関する条例を制定するものであります。

本条例につきましては、市町村合併調査研究特別委員会において、終始熱心にご審議をいただき、取りまとめをいただいたものであり、ここに提案させていただくものであ

ります。条例本文につきましての説明は省略させていただきますが、議員皆様のご理解とご賛同をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（浅井正八君） 全員起立であります。よって発議第1号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、追加日程3、発議第2号 年金法成立について今後の対応を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

発議第2号

年金法成立について今後の対応を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年6月18日提出

議会議員

木澤正男

里川宜志子

意見書案といたしまして、

年金法改正にともなう、国会審議では、衆議院・参議院ともに、国民に直接大きくかわる問題にもかかわらず、公聴会も開かれず、十分な審議時間も保証されず、強行採決されたのは、国民の意思が反映されたものとなっていない。

政府与党が、提案説明していた「給付は、現役世代の50%保証。保険料は上限で固定」は、短い国会審議の中でも、偽りであることが示されました。

改正法の柱であるマクロ経済スライドについても、首相をはじめ、各国会議員の認識が不十分ではないかと見られる節もあり、徹底審議がされなかったことは、非常に残念である。

また、改正法で示されていた、2003年合計特殊出生率は1.32で2007年で

も1.30としているが、6月10日に発表された2003年の合計特殊出生率は1.29となっており、すでに大きな見込み違いが生じている。

さらには、時限立法で2003年度までとされていた、保険料を事務費に回している問題も年々膨れ上がり、国民の理解が得られないまま、政府与党により2004年度も延長された。その反面、法に明記されている国庫負担2分の1は、先送りになったままである。

6月3日の参議院厚生労働委員会での運営は、理事会で確認されていた首相に対する質疑を突然打ち切るという、かつてない状況は、議会制民主主義を壊すものである。

また、この間の新聞社やテレビ局の世論調査での国民の「納得できない」という意見が大きいことを見過ごすことはできない。

よって、今後はルールある議会運営をされることを望み、年金法について、抜本的な制度改革のための方策を見いだすべく、さらなる審議をされるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月18日

奈良県斑鳩町議会

これは、年金法にかかわって、国会審議が終了する前に出されておりました要請書の内容について、委員会で取りまとめが出来ず、不採択となりました結果、この間の国会のあり方や、年金法に対する国民の皆さんの不満などを鑑み、そして常々斑鳩町議会は、国民でもある斑鳩町民と密着した議会として、そしてまた、民主的な議会運営をずっと目指してきた議会として、この意見書を提出したいというふうに考えました。

以上で提案説明とさせていただきます。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議ありとのことですので、よってこれより討論を行います。

初めに、本案に反対する議員の意見を求めます。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 年金法成立について今後の対応を求める意見書につきまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

去る6月5日、参議院本会議場で年金改革法が可決、成立いたしました。法案の審議においては、衆議院で、参考人質疑を含め40時間、参議院では、公聴会を含めて約36時間の審議時間を確保して議論されました。議論の中には、政府提出の年金法案を廃止せよ、あるいは成立を先送りするべきだといった議論があったようですが、これは極めて無責任と言わざるを得ないと思います。

厚生労働省の試算によると、今国会で政府案を成立させることなく、現行制度を放置した場合、急速な少子高齢化を背景に、厚生年金は単年度の赤字が年を追って拡大し、遂には2021年度に積立金を使い果たし、財政が破綻、国民年金も単年度の赤字が年々拡大し、2017年度に積立金を使い果たし、財政が破綻します。つまり、今国会で政府案の成立を先送りすることは、破綻の第一歩を踏み出すことにつながりかねません。また、1年成立を先延ばしするだけでも、2005年度の単年度の赤字幅は、厚生年金と国民年金の合計で4.7兆円にまで拡大してしまいます。今回の政府の年金改革法案は、少なくともこうした課題に真正面から取り組み、長期的に給付と負担の均衡を確保して、長続きする年金制度を構築するものであると考えます。

そこで、今回の年金改革法は、急速に進む少子高齢化の中でも、百年間持続可能な年金を確保するため、人口構成や経済情勢の変化など、併せて5年ごとに年金財政を見直してきた現制度をその根幹部分から大きく転換、年金制度で最も大事な負担と給付について、負担の上限と給付の下限を具体的な数値で示されています。

年金の給付水準は、厚生年金で、現役世代の平均手取りの50%以上を確保、国民年金についても、納めた保険料の1.7倍の給付が確保されています。

一方、保険料水準は、一度に引き上げるのではなく、厚生年金保険料率は、毎年0.354%ずつ14年間かけて少しずつ引き上げ、2017年度以降は18.30%で固定。また、国民年金保険料は、毎年280円ずつ引き上げ、同じく2017年度以降1万6,900円で固定することになっています。

また、年金財政を確実に安定させるため、2つの大きな改革が行われています。1つは、基礎年金の国庫負担割合の2分の1の引き上げで、2兆7,000億円の財源が必要ですが、定率減税の縮減などを財源に、5年かけて2009年度までに完了をする道筋がついています。もう1つは、年金積立金を活用し、将来の給付の底上げに充てるということでもあります。

年金は、老後の生活の柱です。高齢者の暮らせる年金を保障した上で、現役世代の負

担も荷重とならない範囲で上限を設けたのが、今回の年金改革と考えられます。いずれにしても、長期持続可能で安定的な年金制度の道筋が、将来の国民生活保障のための法案の成立となったと考えられます。

このことから、年金法成立について今後の対応を求める意見書につきまして、私の反対討論といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浅井正八君） 次に、本案に賛成する議員の意見を求めます。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 年金法成立について今後の対応を求める意見書に対する賛成の意見を述べさせていただきます。

去る6月16日、第159通常国会も終わり、年金改革、イラク問題、拉致問題等が焦点となりました。特に、年金改革問題については、6月5日参議院本会議を通過し、6月3日には厚生労働委員会において、委員長の質問打ち切り動議で強行採決という、国会史上例のない採決となり、3日午後の共産党の小池晃議員、社民党の福島瑞穂議員、無所属の西川きよし議員等の質問が打ち切りとなりました。このような強行採決が、テレビを見た国民にはどのように映っていたのでしょうか。また、次世代を担う若者たちの目にはどう映ったか、議会制民主主義はどこへ行ったのでしょうか。7月の参議院選挙にも影響するのではないかと思います。

今回の政府の決めた年金改革法は、現在の年金制度の欠陥を抜本的に改めるものではなく、政府が説明してきた改革案の内容は、事実と異なっていることが国民に認識されております。

世論調査によると、年金改革法に対し、国民の7割近くが成立に反対しております。現在の日本の年金制度が抱える問題点、現在、そして将来、国民が期待する年金制度であるべきです。国民が信頼出来る年金制度の確立、現行の複雑な年金制度の見直し、透明でわかりやすく、かつ持続可能な制度へと抜本改革が必要と思います。

政府は、国民が高齢期において安心して暮らせる年金制度を根本から見直し、100年、200年にわたって安定した制度とすることが必要です。よって、今回の年金制度法は、さらなる審議が必要と思われます。

以上のことにより、年金法成立について今後の対応を求める意見書に対し、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（浅井正八君） これをもって討論を終結いたします。

本件については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長（浅井正八君） 起立少数であります。よって発議第2号については、賛成少数により否決いたしました。

なお、同様の内容で厚生常任委員会へ付託されています要請第1号 「年金法案の徹底審議を求め、全国会議員の年金納入情報公開と未納閣僚の辞職を求める意見書」（案）の議会採択の要請書については、ただいまの発議第2号の否決により不採択されたものとみなします。

続いて、追加日程4、発議第3号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 発議第3号について提案させていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第3号

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年6月18日提出

議会議員

中 川 靖 広

吉 川 勝 義

木 澤 正 男

飯 高 昭 二

意見書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

長引く不況のもとで、雇用・生活不安が拡大している。そのうえ、連続して年金・医療・介護などの社会保障制度の給付削減と負担増によって、「生活が苦しい」と感じている人が急増している。

こうした中で、失業者の就労対策事業として、政府は1999年から3年間、緊急地域雇用特別交付金制度を実施された。その後も地方自治体の要請もあり、国の配慮によ

り、2002年から2005年3月まで緊急地域雇用創出特別交付金制度が継続されている。

この交付金は、確実に実績をあげ、失業者のつなぎ就労として大きな役割を果たしている。

ところが、この交付金は2005年3月に終了し、政府は、その後の対応策について明確な方向を示していない。

そこで、政府においては、この交付金制度が失業者に対する就労対策事業として継続して実施されるべく、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

1. 現在、実施している緊急地域雇用創出特別交付金制度を、2005年度（平成17年度）以降も継続して実施すること。
2. 継続にあたっては、失業者の就労に役立つよう、実施要綱や運用方法など、実施主体である地方自治体が運用しやすいよう改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年6月18日

奈良県斑鳩町議会

以上であります。

○議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって追加日程4、発議第3号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書は、満場一致で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、同様の内容で建設水道常任委員会へ付託されています陳情第2号 緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書については、ただいまの発議第3号の可決により採択されたものとみなします。

続いて、追加日程5、発議第4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 発議第4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書ということで提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第4号

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年6月18日提出

議会議員

木 田 守 彦

里 川 宜志子

浦 野 圭 司

三 木 誓 士

中 西 和 夫

それでは、意見書を朗読させていただきます。提案説明とさせていただきます。

容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）では、容器包装廃棄物を地方自治体が収集・選別・保管し、製造業者等の事業者がそれを引き取り、再商品化することを義務づけており、各々の役割に応じた費用を負担するしくみとなっている。

しかしながら、地方自治体が負担している収集・選別・保管の費用は事業者が負担している費用の3倍以上にもなっており、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しているのが現状である。

しかもこの制度では製造業者等の事業者が真剣にごみ抑制、減量に取り組むインセンティブが働かず、法の目的とする発生抑制・減量の効果は不十分であり、逆に環境への負荷が低いことが明らかなリターナブル容器の激減に拍車をかけているのが実体である。

これらのことは、収集・選別・保管等の費用が製品価格に内部化されない現行制度に起因するものである。よって本斑鳩町議会は国会および政府に対し、循環型社会形成推進基本法で規定している発生抑制・再使用・再生利用（すなわちリデュース・リユース・リサイクル）の優先順位および拡大生産者責任の原則を徹底するため下記のとおり、容器包装リサイクル法の早急な見直しを要望する。

記

1. 拡大生産者責任の原則をより徹底強化し、現在地方自治体が負担している収集・

選別・保管等の費用を事業者の負担とすること。

2. リデュース・リユース・リサイクルの優先順位で推進する、経済的並びに規制的手法、例えば容器製造時課徴金やデポジット制度、自動販売機への規制等を法制化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年6月18日

奈良県斑鳩町議会

どうか皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

- 議長（浅井正八君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって追加日程5、発議第4号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書は、満場一致で可決いたしました。本意見書は、関係機関に送付いたします。

なお、同様の内容で厚生常任委員会へ付託されています要請第3号 「容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書」の提出に関する要望書については、ただいまの発議第4号の可決により採択されたものとみなします。

続いて、日程6、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。それでは、各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査についてよろしくお願い申し上げます。

続いて、日程7、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出

があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅井正八君） 異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、閉会
中の継続審査とすることに決定されました。それでは、議会運営委員会には、閉会中の
審査についてよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして助役のあいさつをお受けいたします。芳村助役。

○助役（芳村 是君） 平成16年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあ
いさつを申し上げます。

まずは、本定例会の会期中におきまして、町長が入院いたしましたことから、会議に
出席することが出来ず、議員皆様には大変ご迷惑をおかけすることになりました。心か
らおわびを申し上げます。現在、治療に専念されまして、驚くほど回復に向かっておら
れます。そういう状況でございます。非常にうれしく思っているところでございます。

さて、本定例会は、去る6月1日に招集させていただきまして、付議させていただき
ました20議案につきまして、終始ご熱心にご審議をしていただきましたところ、いづ
れの議案につきましても原案どおり承認を賜ることが出来ました。議員皆様方には、心
より深く感謝を申し上げますと共に、厚く御礼を申し上げます。

それぞれの議案や一般質問の中で議員皆さんから賜りました貴重なるご意見に対しま
しては、その内容を十分理解、認識し、行政運営に反映させてまいりたいと考えており
ます。

また、平成16年度諸事業、諸施策の展開に当たりましては、計画の目的に沿って鋭
意努力を行い進めているところであります。いろいろと難しい課題もございますが、精
いっぱい努力してまいりたいと考えております。議員皆様方には、今後ともより一層の
温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回町長が病気治療により、本議会を欠席されたに際し、私・助役として、本
議会期間中、町長の留守において何か問題が起これば申し訳ないとの一心で、一日一日
心配をしておりましたが、おかげさまで議員皆様さんのご理解とご協力により、今議会を
乗り越えさせていただきましたことに対しまして、心より厚く御礼申し上げます。どう

もありがとうございました。

議員皆様には、梅雨もこれから最中を迎えることになり、ますます暑さが増してくる季節となりますが、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） これをもって、平成16年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時31分 閉会）